二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字喜友名下原	一三五二番一	宅地
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原	七二九番一	山林

三　縦覧場所
　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館
　沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場
四　縦覧期間
　平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
　土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
　沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆前原	一七五二番	畑

三　縦覧場所
　沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館
四　縦覧期間
　平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
　土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
　沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字大湾糸蒲原	八一四番	畑

三　縦覧場所
　沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館
四　縦覧期間
　平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
　土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

奥間レスト・センターの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
　沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	五七〇番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	五八二番一	原野
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	六一五番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	六五五番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	六五八番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	六八四番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	七三一番	畑
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	七五五番	原野
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	八二八番	原野
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名帆原	二三二九番	原野
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名帆原	二三三四番	原野

三　縦覧場所
　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名七九一番地　辺土名地区公民館
四　縦覧期間
　平成二十四年五月二日から同月十六日まで